







# 変更承認申請・変更届・認定申請書に係る添付書類及び様式(記載方法)の統一

## 変更承認申請(遊技機入替、部品交換)に係る添付書類及び申請書記載方法の統一

### No.1 変更承認申請書(遊技機入替)・添付書類一覧

番号	区分	書類	方針	番号	区分	書類	方針	
1		変更承認申請書 表紙	維持	11		入替に伴う変更内容	廃止	
2		変更承認申請書 別紙 (兼別紙一式様式)			12			承認通知用別紙
3	法定	検定通知書(甲)写し (検定機の場合)			13			製造番号・基盤封印 シール番号対照一覧
4		認定通知書写し (認定機の場合)	任意	14		遊技機設置一覧表		
5		保証書 (保証書の場合は不要)			15			遊技機の入替に伴う付 加部品一覧
6	自主	撤去遊技機細書 正・副	作成は行方が、提出は廃止	16		認定機導入時添付資料		
7		遊技機設置確認書 写し		17		流通状況報告書		
8		配置図(入替前/入替後)	廃止(台番号、製造番号等は 2「別紙」に記載)	18		遊技機撤去届出書		
9	任意	検査対象機種一覧		19		新設遊技機一覧		
10		遊技機詳細(入替前/入替後)	廃止	20		入替作業指示書		

- 1～5の法定書類及び6の自主書類(遊技機撤去明細書 正・副)で申請を行う。
- 8～20の任意書類は添付廃止とするが、8「配置図」、9「検査対象機種一覧」に記載している遊技機の「台番号及び製造番号等」については、承認の審査(実地調査)を効率的に行うために有用な情報であるため、変更承認申請書の別紙に記載欄を設ける。
- 遊技機の設置に伴い、遊技機の部品を付加する場合(変更届対象)は、遊技機の設置と一体的になされる変更作業として、一括して変更承認申請で申請することを可能とする(この場合、遊技機の設置に係る変更承認申請書の別紙とは別に、遊技機の部品の付加に係る変更届用の別紙も添付させる。※P.4、5参照)。

### No.1 変更承認申請書(遊技機入替)様式(記載方法)の統一 [1番 表紙]



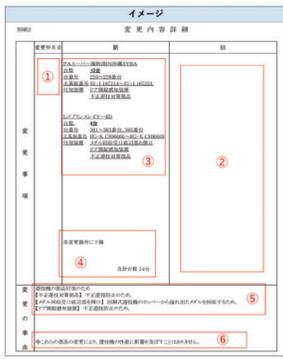
- ①変更事項の新しい欄は「別紙、検定通知書(甲)写し及び保証書、又は認定通知書写し」と記載した上、新たに設置する遊技機の数(ばちこ遊技機及び回胴式遊技機の数)を記載する。
- ②変更事項の旧の欄は「撤去遊技機明細書(正)のとおり」と記載した上、撤去する遊技機の数(ばちこ遊技機及び回胴式遊技機の数)を記載する。①検定機台数、認定機台数はそれぞれ黄色の箇所に入力、オレンジ色(申請手数料合計)は自動で計算される。
- ③申請内容区分(入替又は部品変更)を記載する。
- ④申請する遊技機の種別(ばちこ遊技機又は回胴式遊技機)を記載する。
- ⑤申請する遊技機の型式(機種)名を記載する。
- ⑥申請する遊技機の型式ごとの遊技機台数を記載する。
- ⑦申請する遊技機が設置されている島設備の台番号を記載する。
- ⑧申請する遊技機の主基板番号等を記載する。
- ※⑥、⑦については、連番の場合は「～」で繋げて記載することを可能とする。ただし、台番号で下一桁が「4」「9」を使用していない場合は、当該番号で途切れるところまで一旦区切るものとする。
- ⑨申請する遊技機の認定の有無を記載  
認定を受けていれば「あり」、受けていなければ「なし」と記載する。  
※遊技機の入替に伴い部品を付加する場合は、部品付加に係る変更届用の別紙も添付することから、本様式は「別紙1」とする。
- ⑩変更の事由の欄は「遊技機入替のため」と記載した上、変更後の営業所全体における遊技機の総設置台数(ばちこ遊技機及び回胴式遊技機の数)を記載する。

### No.1 変更承認申請書(遊技機入替)様式(記載方法)の統一 [2番 別紙]



- ①変更事項の新しい欄は「別紙、検定通知書(甲)写し及び保証書、又は認定通知書写し」と記載した上、新たに設置する遊技機の数(ばちこ遊技機及び回胴式遊技機の数)を記載する。
- ②変更事項の旧の欄は「撤去遊技機明細書(正)のとおり」と記載した上、撤去する遊技機の数(ばちこ遊技機及び回胴式遊技機の数)を記載する。①検定機台数、認定機台数はそれぞれ黄色の箇所に入力、オレンジ色(申請手数料合計)は自動で計算される。
- ③申請内容区分(入替又は部品変更)を記載する。
- ④申請する遊技機の型式(機種)名を記載する。
- ⑤申請する遊技機の型式ごとの遊技機台数を記載する。
- ⑥申請する遊技機が設置されている島設備の台番号を記載する。
- ⑦申請する遊技機の主基板番号等を記載する。
- ※⑥、⑦については、連番の場合は「～」で繋げて記載することを可能とする。ただし、台番号で下一桁が「4」「9」を使用していない場合は、当該番号で途切れるところまで一旦区切るものとする。
- ⑧申請する遊技機の認定の有無を記載  
認定を受けていれば「あり」、受けていなければ「なし」と記載する。  
※遊技機の入替に伴い部品を付加する場合は、部品付加に係る変更届用の別紙も添付することから、本様式は「別紙1」とする。
- ⑨変更の事由の欄は「遊技機入替のため」と記載した上、変更後の営業所全体における遊技機の総設置台数(ばちこ遊技機及び回胴式遊技機の数)を記載する。

### No.1 変更承認申請書(遊技機入替に伴い部品を付加する場合)様式(記載方法)の統一 [2番 別紙] 遊技機の設置に伴い、部品を付加する場合



- ①変更年月日の欄は、遊技機の設置に伴い部品を付加するため、申請当日の日付を特定できないことから、空白とする。
- ②変更事項の旧の欄は、未設置の遊技機に対する部品の付加のため空欄とする。
- ③変更事項の新しい欄に部品を付加する遊技機の型式名・台数・台番号・主基板番号・付加装置を記載する。  
※連番の場合は「～」で繋げて記載することを可能とする。ただし、台番号で下一桁が「4」「9」を使用していない場合は、当該番号で途切れるところまで一旦区切るものとする。また、遊技機を特定する為、固有番号である主基板番号を記載する。
- ④変更事項の新しい欄で変更がある項目に下線を引き、下線部が変更箇所である旨の注釈を記載する。また、末尾に合計台数を記載する。
- ⑤変更の事由の欄に「遊技機の部品付加のため」と記載し付加する部品の機能・目的を記載する。
- ⑥変更の事由の欄に「部品の変更により遊技機の性能に影響を及ぼすことはない」旨の一文を記載する。

### No.2 「変更承認申請書(遊技機部品交換)」添付書類一覧

番号	区分	書類	方針	番号	区分	書類	方針	
1		変更承認申請書 表紙	維持	8		配置図	廃止(台番号及び製造番号等 を2「別紙」に記載)	
2	法定	変更承認申請書 別紙 (兼別紙一式様式)			9			検査対象機種一覧
3		保証書 (保証書を提出する場合は、 検定通知書(甲)の写し又は 認定通知書の写しを添付して 遊技機の変更部分に係る部 品表等に代えることができる(検定通知 書参照。)			10			遊技機詳細
4		検定通知書(甲)の写し (検定機の場合)	任意	11		承認通知用別紙		
5		認定通知書の写し (認定機の場合)			12			変更台数内訳表
6	自主	部品交換確認書 写し	作成は行方が、提出は廃止	13		製造番号・基盤封印シール 番号対照表		
				14		部品変更遊技機細書		
				15		認定に係る遊技機を特定 するための製造番号		

- 1～6の法定書類で申請を行う。
- ※6の「部品の写真」については、当該変更部品を特定するため、変更部品の写真及び当該部品の設置箇所(設置されている状態)の写真を添付するものとする。なお、遊技機の交換の場合は、遊技機ご自身の写真は不要とするが、遊技機ごとの交換箇所を写真又は図面を添付し、変更箇所を特定するものとする。
- 8～15の任意書類は添付廃止とするが、8「配置図」、9「検査対象機種一覧」に記載している遊技機の「台番号及び製造番号等」については、承認の審査(実地調査)を効率的に行うために有用な情報であるため、変更承認申請書の別紙に記載欄を設ける。

### No.2 「変更承認申請書(遊技機部品交換)」様式(記載方法)の統一 [1番 表紙]



- ①変更事項の新しい欄は「別紙、検定通知書(甲)写し及び保証書、又は認定通知書写し」と記載する。
- ②変更事項の旧の欄は「部品交換」台と記載する。
- ※●は数字
- ③変更の事由の欄は「遊技機部品交換のため」と記載する。

### No.2 「変更承認申請書(遊技機部品交換)」様式(記載方法)の統一 [2番 別紙]



- ①検定機台数、認定機台数は黄色の箇所に入力、オレンジ色(申請手数料合計)は自動で計算される。
- ②申請内容区分(入替又は部品変更)を記載する。
- ③申請する遊技機の種別(ばちこ遊技機又は回胴式遊技機)を記載する。
- ④申請する遊技機の型式(機種)名を記載する。
- ⑤申請する遊技機の型式ごとの台数を記載する。
- ⑥申請する遊技機が設置されている島設備の台番号を記載する。
- ⑦申請する遊技機の主基板番号等を記載する。
- ※⑥、⑦については、連番の場合は「～」で繋げて記載することを可能とする。ただし、台番号で下一桁が「4」「9」を使用していない場合は、当該番号で途切れるところまで一旦区切るものとする。
- ⑧申請する遊技機の認定の有無を記載  
認定を受けていれば「あり」、受けていなければ「なし」と記載する。

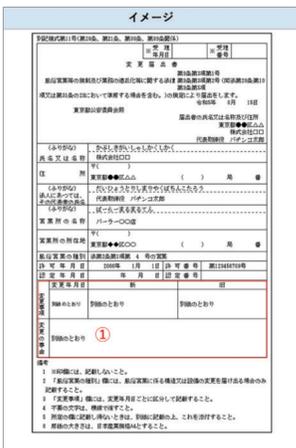
### 変更届(遊技機への部品の付加・取り外し、部品交換)に係る添付書類及び届出書記載方法の統一

### No.3 変更届出書(遊技機への部品の付加・取り外し)添付書類一覧

番号	区分	書類	方針	番号	区分	書類	方針	
1		変更届出書 表紙	維持	7		検査対象機種一覧	廃止	
2	法定	変更届出書 別紙 (兼別紙一式様式)			8			承認通知用別紙
3		部品の写真(説明書)			9			製造番号・基盤封印シール 番号対照一覧
4		配置図	廃止 (※台番号を2「別紙」に記載)	10		遊技機設置一覧表		
5	任意	誓約書	廃止 (※補う文章を2「別紙」に記載)	11		遊技機の入替に伴う付 加部品一覧		
6		遊技機詳細	廃止	12		認定機導入時添付資料		

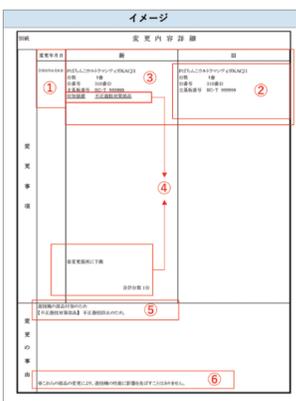
- 1～3の法定書類で申請を行う
- ※3「部品の写真」については、解釈運用基準に定める「当該遊技機を特定するに足りるもの」として、変更部品の写真及び当該部品の設置箇所(設置されている状態)の写真を添付する。ただし、部品の説明を変更届出書の別紙に記載した場合、添付は写真のみとする。
- 4～12の任意書類は添付廃止とするが、4「配置図」に記載している遊技機の「台番号」については、次回実地調査(立入り)時の確認等に資するため変更届出書の別紙に記載欄を設ける。また、5「誓約書」は廃止とするが、変更届出書の別紙に「部品の変更により遊技機の性能に影響を及ぼすことはない」旨の一言を記載する。

### No.3 変更届出書(遊技機への部品の付加・取り外し)様式(記載方法)の統一 [1番 表紙]



- ①変更事項の変更年月日・新・旧の欄及び変更の事由の欄は、すべて「別紙のとおり」と記載する。

### No.3 変更届出書(遊技機への部品の付加・取り外し)様式(記載方法)の統一 [2番 別紙]



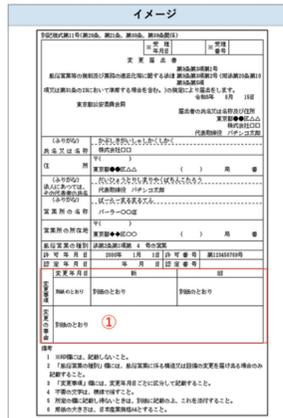
- ①変更(部品を付加)した年月日を記載する。
- ②すでに設置されている台のため旧欄にも変更する遊技機の情報に記載する。
- ③変更事項新旧ともに型式名・台数・台番号・主基板番号・付加装置をそれぞれ記載する。  
※連番の場合は「～」で繋げて記載することを可能とする。ただし、台番号で下一桁が「4」「9」を使用していない場合は、当該番号で途切れるところまで一旦区切るものとする。また、遊技機を特定する為、固有番号である主基板番号を記載する。
- ④変更事項の新しい欄で変更がある項目に下線を引き、下線部が変更箇所である旨の注釈を記載する。末尾に合計台数を記載する。
- ⑤変更の事由の欄に「遊技機の部品付加のため」と記載し、付加する部品の機能や目的を記載する。
- ⑥変更の事由の欄に「部品の変更により遊技機の性能に影響を及ぼすことはない」旨の一文を記載する。

### No.4 変更届出書(遊技機の部品交換)添付書類の統一

番号	区分	書類	方針	番号	区分	書類	方針	
1		変更届出書 表紙	維持	7		検定通知書(甲)写し	廃止	
2	法定	変更届出書 別紙 (兼別紙一式様式)			8			保証書
3		部品の写真			9	任意		認定通知書 写し
4		配置図	廃止 (台番号を2「別紙」に記載)	10		納品書等の写し		
5	任意	誓約書	廃止 (補う文章を2「別紙」に記載)	11		製造番号一覧表		
6		遊技機詳細	廃止					

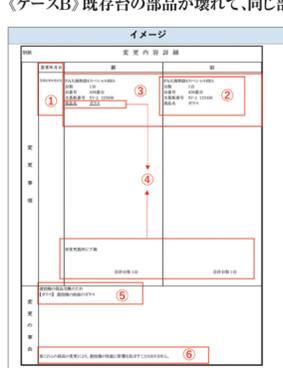
- 1～3の法定書類で申請を行う
- ※3「部品の写真」については、解釈運用基準に定める「当該遊技機を特定するに足りるもの」として、変更部品の写真及び当該部品の設置箇所(設置されている状態)の写真を添付する。
- 4～11の任意書類は添付廃止とするが、4「配置図」に記載している遊技機の「台番号」については、次回実地調査(立入り)時の確認等に資するため変更届出書の別紙に記載欄を設ける。また、5「誓約書」は廃止とするが、変更届出書の別紙に「部品の変更により遊技機の性能に影響を及ぼすことはない」旨の一言を記載する。

### No.4 変更届出書(遊技機の部品交換)様式(記載方法)の統一 [1番 表紙]



- ①変更事項の変更年月日・新・旧の欄及び変更の事由の欄は、すべて「別紙のとおり」と記載する。

### No.4 変更届出書(遊技機の部品交換)様式(記載方法)の統一 [2番 別紙]



- ①変更(部品を交換)した年月日を記載する。
- ②すでに設置されている台のため旧欄にも変更する遊技機の情報に記載する。
- ③変更事項新旧ともに型式名・台数・台番号・主基板番号・部品名を記載する。  
※連番の場合は「～」で繋げて記載することを可能とする。ただし、台番号で下一桁が「4」「9」を使用していない場合は、当該番号で途切れるところまで一旦区切るものとする。また、遊技機を特定する為、固有番号である主基板番号を記載する。
- ④変更事項の新しい欄で変更がある項目に下線を引き、下線部が変更箇所である旨の注釈を記載する。末尾に合計台数を記載する。
- ⑤変更の事由の欄に「遊技機の部品交換のため」と記載し、交換する部品の機能や目的を記載する。
- ⑥変更の事由の欄に「部品の変更により遊技機の性能に影響を及ぼすことはない」旨の一文を記載する。

### 認定申請書(遊技機の認定)に係る添付書類及び申請書記載方法の統一

### No.5 認定申請書(遊技機の認定)添付書類一覧

番号	区分	書類	方針	番号	区分	書類	方針	
1		認定申請書 その1	維持	8		遊技機詳細	廃止	
2		認定申請書 その2			9			誓約書
3	法定	別紙(その2の補完) (兼別紙一式様式)			10			写真
4		検定通知書(甲) 写し	任意	11		製造番号・基盤封印シール 番号対照一覧表		
5		保証書			12			付加部品一覧表
6		配置図	廃止 (台番号を3「別紙」に記載)	13		認定に係る遊技機を特定 するための製造番号		
7	任意	検査対象機種一覧	廃止 (製造番号等を3「別紙」に記載)					

- 1～5の法定書類で申請する。
- 6～13の任意書類は添付廃止とするが、6「配置図」、7「検査対象機種一覧」に記載している遊技機の「台番号及び製造番号等」は、認定の審査(実地調査)を効率的に行うために有用な情報であるため、別紙に記載欄を設ける。

### No.5 認定申請書(遊技機の認定)様式(記載方法)の統一【その1】



### No.5 認定申請書(遊技機の認定)様式(記載方法)の統一【その2】



特記する記載方法はなし。

①次のページの別紙に必要事項を全て記載するため、その2は別紙のとおりのみ記載する(※その2の法定の様式は別紙のとおり)。

### No.5 認定申請書(遊技機の認定)様式(記載方法)の統一【別紙】



- ①店内に設置されている島設備の台番号を記載する。
- ②申請する遊技機の主基板番号等を記載する。  
※①、②は、連番の場合は「～」で繋げて記載することを可能とする。ただし、台番号で下一桁が「4」「9」を使用していない場合は、当該番号で途切れるところまで一旦区切るものとする。
- ③申請手数料の合計金額を記載  
※Excelにより自動計算。